

(事業主の方へ)

～ 地方拠点強化税制の「雇用促進税制」のご案内～

地方で本社機能を有する施設を整備し、雇用者※を増加させた場合、税額控除が受けられます。

※雇用保険一般被保険者に限ります。

増加させた雇用者1人あたり、
最大3年間で**150万円**！



地方拠点強化税制の「雇用促進税制」 <概要>

- ◆ 地方において、本社機能の拡充または東京等からの移転を行い、その本社機能を有する施設で**雇用者数を2人以上（有期雇用又はパートタイムの新規雇用者を除く）増加させた**場合には、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が適用されます。
- ◆ **正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者などの非正規雇用労働者の増加に対しても税額控除が受けられます**（一部、受けられない場合があります）。
- ◆ 東京23区から地方に本社機能に移転する場合、雇用者増加数1人あたり**最大3年間で150万円**の税額控除が受けられます。（本社機能の拡充の場合は**最大60万円**）
- ◆ この制度の利用を希望される場合は、ハローワークに**「雇用促進計画」を提出してください**。

◆ 税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

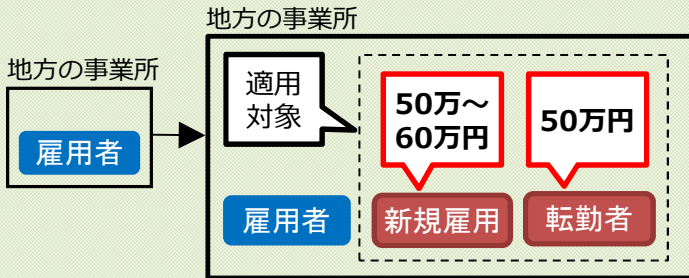
詳細は裏面をご覧ください

地方拠点強化税制の「雇用促進税制」 <詳細>

- 地方拠点強化税制の雇用促進税制は、地方で本社機能の拡充または東京等からの移転を行った場合に受けられる優遇措置であり、その地方事業所において雇用者を増加させた場合に税額控除が受けられます。
※詳しい要件は「雇用促進計画の提出手続き」パンフレットを参照ください。
- 雇用促進税制には、下のように「拡充型」と「移転型」の2種類があります。

拡充型

- 地方に本社を置く企業がその本社を増築する など

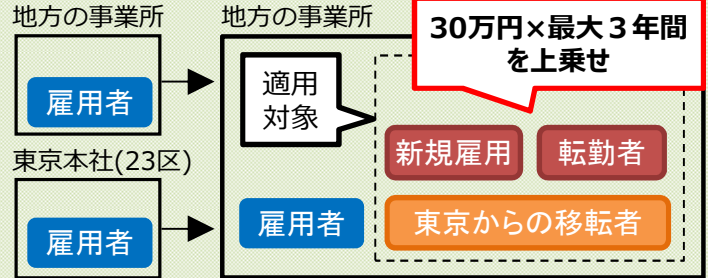


地方の事業所における雇用者増加数（※1）に対して次の金額を税額控除

- ✓ 無期雇用かつフルタイム（※2）の要件を満たす新規雇用者は、1人あたり**60万円**
（法人全体（もしくは個人事業主全体）の雇用者増加率が8%（移転型の場合は5%）未満の場合：30万円）
 - ✓ 新規雇用者のうち非正規雇用労働者（※3）（地方事業所の新規雇用者数の4割が上限）1人あたり**50万円**（同：20万円）
 - ✓ 地方の事業所における雇用者増加数（※1）から新規雇用者数を控除した人数につき、1人あたり**50万円**（同：20万円）
- （※1）雇用保険一般被保険者で法人全体（もしくは個人事業主全体）の雇用者増加数が上限。
（※2）定義は、労働契約法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律による。
（※3）無期雇用でない、またはフルタイムでない人。

移転型

- 東京23区に本社を置く企業が地方に新社屋を建設し本社を移転する など



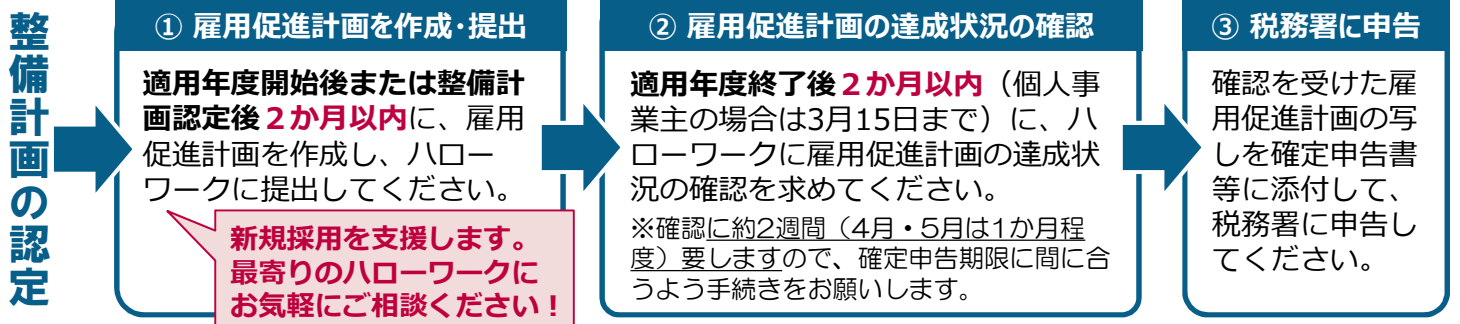
控除額の例	1年目	2年目	3年目
拡充型部分	最大60万円	-	-
移転型部分（上乘せ）	30万円	30万円	30万円

- ✓ 拡充型分の控除に加えて、東京23区からの移転者を含む、地方の事業所の増加雇用者1人あたり**30万円**（移転先が中部圏、近畿圏の中心部の場合20万円）の税額控除を追加（※4）
- 初年度は1人最大**90万円**、3年間で1人最大**150万円**の税額控除。

- （※4）最大3年間継続。
ただし、地方の当該事業所の雇用者数または法人全体（もしくは個人事業主全体）の雇用者数が減少した場合は、それ以降不適用。

【参考】確定申告までの流れ

- 本社機能の移転・拡充に伴う優遇措置を受けるためには、平成32年3月31日までに移転・拡充先となる都道府県知事に対して**整備計画を申請し、認定を受けることが必要です。**
- 移転・拡充先となる地域は、東京圏以外の地域*で、都道府県において設定されているため、移転・拡充先となる都道府県にお問い合わせください。
*詳細は「立地.net（産業立地支援サイト）」でご確認ください。→ <http://ritti.net/iten/>



- <お問い合わせ先>
- 雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
 - 税額控除制度について：最寄りの税務署